## 農地法関係申請・届出添付書類一覧表

※()内の数字は提出部数。

●必ず添付する書類 ○必要に応じて添付(備考欄参照)

添付書類	3条	4条	5条	4条 (市街化届出)	5条 (市街化届出)	非農地 証明	備考
申請書	●(3)	●(3)	●(3)	●(2)	●(2)	●(3)	
土地登記事項証明書(全部事項証明書に限る)	●(2)	●(2)	●(2)	●(2)	●(2)	●(2)	法務局で取得(取得後、おおむね6ヶ月以内)(インターネットで取得した登記簿は不可)
位置図	●(2)	●(2)	●(2)	●(2)	●(2)	●(2)	1万分の1程度の地図
付近現況図	●(2)	●(2)	●(2)	●(2)	●(2)	●(2)	2500分の1程度の付近図(住宅地図)
地番表示図(公図写し) ※申請地及び隣接土地の所有者、登記地目を記入すること		●(2)	●(2)			●(2)	法務局で取得(取得後、おおむね6ヶ月以内)
施設等配置図(土地利用計画図)		●(2)	●(2)	●(2)	●(2)		縮尺・建物又は施設の面積・位置及び施設物間の距離を明示
必要な資力及び信用があることを証する書面		●(2)	●(2)				残高証明書(6ヶ月以内)、融資証明書等の写し(6ヶ月以内)、通帳の写し(3ヶ月以内)
排水系統図		O(2)	O(2)				排水施設、放流先を明示(施設等配置図に記載可)
委任状	O(2)	O(2)	O(2)	O(2)	O(2)	O(2)	代理申請の場合
住民票又は戸籍の附票等	O(2)	O(2)	O(2)	O(2)	O(2)	O(2)	登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合(住所のつながりがわかるもの)
真正な権利者であることを証する書面	O(2)	O(2)	O(2)	O(2)	O(2)	O(2)	登記事項証明書の名義人の記載が申請書の記載と異なる場合(戸籍謄本、 遺産分割協議書写し、相続関係説明図、印鑑証明又は同意書等)
親権者であることを証する書面(戸籍謄本)	O(2)	O(2)	O(2)	O(2)	O(2)	O(2)	未成年者が申請する場合
法人の定款若しくは寄付行為の写し又は法人登記事項証明書	O(2)	O(2)	O(2)				法人による申請の場合 ※定款の場合、代表者の氏名がわかるもの ※法人登記事項証明書の場合、インターネットで取得した登記簿は不可
事業計画書		O(2)	O(2)				申請書に事業計画の詳細が記載できない場合
関係する他法令(開発許可等)の許認可処分を証する書面		O(2)	O(2)				開発許可等の他法令に基づく許認可の必要な場合
営農計画書	O(2)	O(2)	O(2)				遠隔地、新規、法人の場合等
耕作等証明書	O(2)						他市町村に農地を保有している場合
土地改良区意見書又は事由書		O(2)	O(2)				土地改良区内にある場合(30日を経過しても意見を得られない場合、その理由書)
地籍測量図		O(2)	O(2)				登記事項証明書と著しく異なる(30%以上)場合
始末書及び現況写真		O(2)	O(2)	O(2)	O(2)	●(2)	非農地証明は現況写真のみを必ず添付。4・5条は始末書と現況写真を添付。
合意解約書又は耕作者同意書	O(2)	O(2)	O(2)	O(2)	O(2)		各申請の妨げとなる権利(賃貸借権、使用貸借、地上権等)を有する者がある場合
客観的証明資料(20年以上経過していることのわかる資料)						●(2)	家屋登記簿謄本、課税証明書(家屋)、航空写真、樹齢確認できる写真等
経済産業省設備認定通知書及び 電力会社の連携確認書の写し		O(2)	O(2)				太陽光発電設備設置の場合
その他参考となる書類	O(2)	O(2)	O(2)	O(2)	O(2)	O(2)	

<sup>※ 1.</sup> 申請書(4·5条)「万一隣接農地等へ被害を及ぼした場合、当方で責任をもって解決する。」及び「隣接地権者等へ事業計画について説明済み」の旨を記載する。

<sup>※ 2.</sup> 申請書は3枚、添付書類は、原本1部・写し1部(総合支所の写し)の計2部提出する。